

# 守山市こどもの居場所開設準備支援業務仕様書

## 1 業務名

守山市こどもの居場所開設準備支援業務

## 2 委託期間

令和8年契約締結日から令和9年3月20日まで

## 3 業務の目的

### (1) 守山市こどもの居場所づくりについて

守山市こどもの居場所づくりとは、保護者の就労等の有無にかかわらず、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場の提供を目的とし、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所を設置することである。

本市では、放課後児童健全育成事業を実施する中、特にさらなる保育ニーズの高まりが見込まれる守山市立玉津小学校および中洲小学校において、その対応として令和9年度より、学校施設を活用した新たな小学生の放課後の居場所を設置・運営することとしている。

### (2) 本業務の目的

令和9年度からの円滑な事業実施に向け、以下の開設準備業務を実施する計画である。

- ア 地域・学校・保護者等への事業説明の支援
- イ 運営事業者による体験・活動等のプログラム設計の支援
- ウ 運営事業者によるスタッフ体制の構築を含むテスト開室の支援
- エ 運営スタッフへの研修等

これらの開設準備業務について、それぞれの地域の実情を十分に理解し、こどもの居場所づくりに関する高い専門性と豊富な実績を有する事業者から専門的な助言および業務支援を受け、より効果的かつ円滑な事業開始を実現することを目的とする。

## 4 業務内容

各業務については、市との綿密な打ち合わせを実施し、業務を行うものとする。

### (1) 地域・学校・保護者等への事業説明の支援

- ア 各関係者向け説明会等の企画・運営の支援、質疑応答対応の支援
- イ 保護者説明会の資料・Q&A集の作成、事業紹介動画等の企画・作成支援
- ウ ホームページやSNS等を活用した情報発信の提案・支援

### (2) 運営事業者による体験・活動等のプログラム設計の支援

- ア プログラム計画案の策定支援、運営事業者が発行するおたよりのフォーマット作成
- イ 多様な体験・活動プログラム開発の支援
  - (ア) 自由遊びや自主学習の環境づくりの提案
  - (イ) 運営スタッフが実施する体験プログラム（工作、読書、スポーツ等）の提案
  - (ウ) 地域資源・地域人材と連携したプログラム実施の仕組みづくりの支援

- (エ) スペシャルプログラム（オープンデイ等）企画の支援
  - (オ) 子どもたちからの遊びの提案を実現する手法の提案
- (3) 運営事業者によるスタッフ体制の構築を含むテスト開室の支援
- ア スタッフ体制構築の支援
    - (ア) 運営スタッフに対する本事業内容の共有、レク
    - (イ) 配置計画の策定支援
    - (ウ) 役割分担の整理支援、業務分担表の作成支援
  - イ テスト開室の企画・実施支援
    - (ア) テスト開室の実実施計画の策定支援
    - (イ) テスト開室用のスペシャルプログラムや地域プログラムの企画・講師調整
    - (ウ) 運営マニュアル案の作成（緊急時対応マニュアル案を含む）
    - (エ) テスト開室当日の巡回支援
  - ウ テスト開室の検証（課題の抽出と分析）と改善策の提案およびその実施支援
  - エ テスト開室を受けた運営マニュアル案の修正、チェックリストの作成など本格開室に向けた準備
- (4) 運営スタッフへの研修等
- ア 研修計画の策定
    - (ア) 研修内容、カリキュラムの設計
    - (イ) 研修教材の選定および研修資料の作成
  - イ 基礎研修および実務研修の実施
  - ウ 事例検討会や振り返り会実施の提案
- (5) その他開設準備に関する支援
- ア 施設整備に関する助言
  - イ 学校（下校管理等補助員の業務内容を含む）・関係機関との連携体制構築の支援
  - ウ 運営事業者選定に関する業務への助言
  - エ 開設準備全体の進行管理
    - (ア) 開設準備スケジュールの進捗管理
    - (イ) 月1～2回程度の定例報告会の実施
    - (ウ) 課題発生時等の随時の相談対応
    - (エ) 必要に応じた関係者会議等への出席
  - オ 事業評価の仕組みの構築支援
    - (ア) 児童の満足度・参加状況を測る評価方法の提案
    - (イ) 保護者からのフィードバック収集方法の提案
    - (ウ) 事業改善のためのPDCAサイクルの構築支援

## 5 業務スケジュール（案）

本業務のスケジュール案は以下を想定している。必要に応じて提案すること。

時期	内容
契約から6月	地域・学校教職員等への事業説明
6月から9月	体験・活動等のプログラムの設計
9月	保護者への事業説明
10月	運営事業者と契約、利用者募集の開始
11月から1月	活動空間の改修、備品の整備
1月から2月	運営スタッフへの研修
2月から3月	テスト開室
令和9年度	こどもの居場所の運営開始

## 6 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。

- (1) 保護者説明会の資料（パンフレット、プレゼン資料など）、Q&A集、おたよりフォーマット
- (2) 体験プログラム集（運営スタッフが実施する体験プログラムの実施手順等をまとめた物）
- (3) スタッフの配置計画・事務分担表フォーマット、運営マニュアル案（緊急時対応マニュアル案を含む）、テスト開室巡回報告書、課題抽出・改善提案書、開室前チェックリスト
- (4) 運営スタッフ研修計画書、研修カリキュラム、研修資料一式、研修実施報告書
- (5) 開設準備スケジュール進捗管理表、事業評価シート案
- (6) 業務完了報告書

## 7 その他

- (1) 本業務において疑義がある場合、必要に応じ本市と協議すること。
- (2) 本業務の目的を十分に理解し、児童の健全な育成や安全確保を図ること。
- (3) 本業務の遂行については、当課の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等万全の業務体制を整えること。
- (4) 引き渡された成果物が契約内容に適合しないときは、受注者は本市の指示に従い必要な措置を受注者の負担において行うこと。
- (5) 本市より貸与する資料は、受注者は破損・損失のないよう適正に管理するものとし、業務終了後にはすみやかに返却し、返却時には本市の確認を受けること。